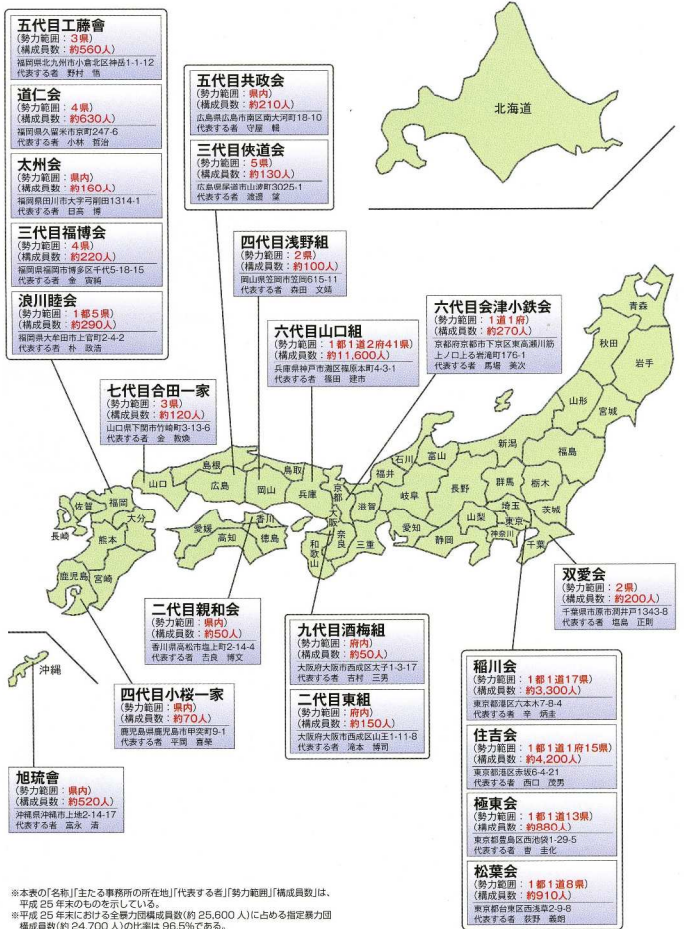


指定暴力団の指定状況

指定暴力団分布図(21団体)



最寄りの各センターにご相談ください。

～ご相談は無料。秘密は厳守いたします～



各センターでは、暴力追放相談委員(弁護士、少年指導委員、保護司、警察OB)が暴力団に関することをアドバイスしています。
一人でも悩まず、最寄りのセンター、または警察にご相談ください。

暴力追放運動推進センター一覧表

都道府県	名 称	住 所	電 話 番 号
北海道	北海道暴力追放センター	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 道庁緑野ビル庁舎内	011-271-5982
青森県	青森県暴力追放県民センター	〒030-0801 青森市新町2-2-7 青銀新町ビル内	011-723-8930
岩手県	岩手県暴力追放推進センター	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 県産業会館内	019-624-8930
宮城県	宮城県暴力追放推進センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県福祉工学会館内	022-215-5050
秋田県	秋田県暴力追放推進センター	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-824-8989
山形県	山形県暴力追放推進センター	〒990-2492 山形市鼓鉦町2-19-68 村山総合庁舎内	023-633-8930
福島県	福島県暴力追放推進センター	〒960-8115 福島市山下町5-28 県警山下庁舎内	024-533-8930
茨城県	茨城県暴力追放推進センター	〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 県三の丸庁舎内	029-228-0930
栃木県	栃木県暴力追放県民センター	〒320-0033 宇都宮市本町12-11 栃木会館地下	028-627-2600
群馬県	群馬県暴力追放推進センター	〒371-0836 前橋市江田町448-11 県警本郷江田庁舎内	027-254-1100
埼玉県	埼玉県暴力追放推進センター	〒330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎内	046-834-2140
千葉県	千葉県暴力追放県民会議	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県道会館内	043-254-8930
東京都	暴力追放運動推進センター	T101-0047 千代田区中央1-1-5	03-3291-8930
神奈川県	神奈川県暴力追放推進センター	T231-8403 横浜市中区海岸通2-4 県警本部内	045-201-8930
新潟県	新潟県暴力追放推進センター	T950-0361 新潟市中央区東出来島11-16 (株)新潟県自動車会館内	025-281-8930
新潟県	新潟県暴力追放推進センター	T950-0031 新潟市中央区東出来島11-16 (株)新潟県自動車会館内	025-281-8930
長野県	長野県暴力追放県民センター	T380-8510 長野市大字南長野字柳下692-2 県庁東庁舎内	026-235-2140
静岡県	静岡県暴力追放推進センター	T422-8067 静岡市清水区柳川11-1 静銀・中京駅静岡南ビル内	054-283-8930
山梨県	山梨県暴力追放推進センター	T930-0005 山梨市新飯町2-2	076-431-8930
石川県	石川県暴力追放推進センター	T921-8105 金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎内	076-247-8930
福井県	福井県暴力追放センター	T910-0004 福井市永井3-8-1 県警本部英分庁舎内	077-26-1700
岐阜県	岐阜県暴力追放推進センター	T500-8384 岐阜市森町南5-14-1	058-277-1613
愛知県	愛知県暴力追放県民会議	T466-0004 名古屋市中区区内上町261-5 愛知県高辻ビル内	052-883-3110
三重県	暴力追放三重県民センター	T514-0054 津市栄町3-222 ソシアビル内	059-229-2140
滋賀県	滋賀県暴力追放推進センター	T520-8501 大津市打出浜1-11 県警本部北棟内	077-525-8930
京都府	京都府暴力追放推進センター	T602-8027 京都市中京区下立売衣箱西入東立売町199-6	075-451-8930
大阪府	大阪府暴力追放推進センター	T540-0012 大阪市中央区船場2-3-1 ターネンビルNo.2内	06-6946-8930
兵庫県	兵庫県暴力追放県民センター	T650-8510 神戸市中央区下山手通5-4-1 県警本部内	078-362-8930
奈良県	奈良県暴力追放県民センター	T630-8131 奈良市大森町57-3 奈良県農協会館内	074-24-8374
和歌山県	和歌山県暴力追放県民センター	T640-8102 和歌山市南柳町64番地	074-22-8930
鳥取県	鳥取県暴力追放センター	T680-0031 鳥取市本町3-201 産業会館・鳥取商工会議所ビル内	0857-21-6413
鳥取県	鳥取県暴力追放県民センター	T690-0888 松江市北郷町15番地 鳥取県北郷町団地ビル内	0852-21-8938
岡山県	岡山県暴力追放推進センター	T730-0985 岡山市北区厚生町3-115 岡山商工会議所ビル内	086-233-2140
広島県	暴力追放広島県民会議	T730-0011 広島市南区基町10-52 県庁南館内	082-228-5050
山口県	山口県暴力追放推進センター	T753-0072 山口市大手町2-240 県警本部別館内	083-923-8930
徳島県	徳島県暴力追放県民センター	T770-8053 徳島市沖浜東2-12-1	088-656-0110
香川県	香川県暴力追放推進センター	T770-0026 高松市扇屋町5-9 プラタ59ビル内	087-837-8889
愛媛県	愛媛県暴力追放推進センター	T790-0808 松山市若岩町7-1 県警本部2庁舎内	089-932-8930
高知県	暴力追放高知県民センター	T780-0870 高知市本町2-3-21 LSCビル内	088-871-0002
福岡県	福岡県暴力追放推進センター	T812-0046 福岡市博多区吉塚本町1-3-50 県庁会合庁舎内	092-651-8938
佐賀県	佐賀県暴力追放推進センター	T850-0033 佐賀市本町1-1-1 県警本部別館内	0952-239-1100
長崎県	長崎県暴力追放推進センター	T850-0033 佐賀市本町1-1-1 県警本部別館内	0952-239-1100
熊本県	熊本県暴力追放推進センター	T862-0950 熊本市中央区南町3-35-4	096-382-0333
大分県	暴力追放大分県民センター	T780-0046 大分市高橋町5-36 県警本部別館内	097-536-4704
宮崎県	宮崎県暴力追放センター	T780-0804 宮崎市高橋町1316 県庁10号館内	0985-31-0893
鹿児島県	鹿児島県暴力追放推進センター	T7892-0836 鹿児島市新屋敷町16-301 県住宅供給公社ビル内	099-224-8601
沖縄県	暴力追放沖縄県民会議	T900-0029 那覇市旭町7 サンザンラザガビル内	098-868-0893

※本表の「名称」「主たる事務所所在地」「代表する者」「勢力範囲」「構成員数」は、平成25年末のものを表示している。
平成25年末における指定暴力団構成員数(約25,600人)における指定暴力団構成員数(約24,700人)の比率は96.5%である。

暴力団対策法で禁止されている

27の行為

暴力的要求行為
準暴力的要求行為

1 口止め料を要求する行為

口止め料を
取らなくては
ならぬぞ。

2 寄附金や賛助金を要求する行為

寄附金を
取らな
さな。

3 下請参入等を要求する行為

貴社の
下請に
参入して
もらいな
さな。

4 みかじめ料を要求する行為

みかじめ料
を
取らな
さな。

5 用心棒料等を要求する行為

用心棒料
を
取らな
さな。

6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

貴社の
借入金の
利息が
高すぎるぞ。

7 不当な方法で債権を取り立てる行為

貴社の
借入金を
取り立て
ろ。

8 借金の免除や借返済の猶予を要求する行為

貴社の
借入金を
免除して
もらいな
さな。

9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為

貴社の
借入金を
不当な
方法で
貸付け
ろ。

10 不当な金融商品取引を要求する行為

貴社の
借入金を
不当な
方法で
取引して
もらいな
さな。

11 不当な株式の買取り等を要求する行為

貴社の
株式を
不当な
方法で
買取り
ろ。

12 不当に預金・貯金の受入を要求する行為

貴社の
預金を
不当な
方法で
受入
ろ。

13 不当な地上げをする行為

貴社の
土地を
不当な
方法で
地上げ
ろ。

14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為

貴社の
土地・家屋
を
不当な
方法で
明渡し
ろ。

15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為

貴社の
宅地等を
不当な
方法で
売買・交換
ろ。

16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為

貴社の
宅地等を
不当な
方法で
売買・交換
ろ。

17 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為

貴社の
建設工事を
不当な
方法で
行う
ろ。

18 不当に集会所等を利用させることを要求する行為

貴社の
集会所等を
不当な
方法で
利用
ろ。

19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為

貴社の
交通事故等
の
示談に
介入して
金品を
要求
ろ。

20 因縁を付けての金品等を要求する行為

貴社の
金品等を
不当な
方法で
要求
ろ。

21 許認可等をすることを要求する行為

貴社の
許認可等
を
不当な
方法で
要求
ろ。

22 許認可等をしないことを要求する行為

貴社の
許認可等
を
不当な
方法で
しない
ろ。

23 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為

貴社の
売買等の
契約に係る
入札に
参加
させる
ことを
要求
ろ。

24 売買等の契約に係る入札に参加させないことを要求する行為

貴社の
売買等の
契約に係る
入札に
参加
させ
ない
ことを
要求
ろ。

25 人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為

貴社の
売買等の
契約に係る
入札に
一定の
条件で
申込
させる
ことを
要求
ろ。

26 売買等の契約の相手方としないことを要求する行為

貴社の
売買等の
契約に係る
入札に
相手方
と
しない
ことを
要求
ろ。

27 売買等の契約の相手方に対する指導等を要求する行為

貴社の
売買等の
契約に係る
入札に
相手方
に対する
指導
等を
要求
ろ。

暴力団追放! 「三^{ワン}ない運動」の推進

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」
それが暴力団の姿勢です。

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が強い、甘いに見ると、トコトン食らい付き離れません。

暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は恐いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」
暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや相の活動資金を、常にかき回しているカネのための集団です。

暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」

- 暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる
- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

暴力団が恐れているもの、それは、
あなたの暴力団を恐れ「勇気」なのです。

暴力団等に対する基本的対応要領

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。

市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人（一企業）で悩まず、警察や暴力団放逐運動推進センターや弁護士に早く相談することです。

大原則(対応の基本)

組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみを担当を押し付けることは最も避けるべきです。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平素の準備

1 トップの危機管理

- ★トップ自らが「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気軽に報告できる雰囲気作りを行う。



2 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておく、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておく、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力団放逐ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。



3 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
 - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
 - 取引開始後反社会勢力と判明した場合、解約すること
- ★などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



4 警察、暴力団放逐運動推進センター、弁護士等の連携

- ★警察や暴力団放逐運動推進センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



有事の対応 (不当要求対応要領)

1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



2 相手の確認と用件の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をする。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



3 対応場所の選定

早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所（社史の格納庫等の管理棟及び場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」と告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても過ぎない場合は、不退去罪での被害者を出す旨を告げて警察へ連絡する。



6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて激しく糾弾してきます。「申し訳ありません!」「検討します!」「考えてみます!」などは禁物です。



7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一言書けば許してやる」など探り状や念書等をかせがれます。次回以降の要求の材料などに活用されます。暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8 トップは対応させない

いさなりトップ等の決裁権を持った者が対応する。口答で拒められます。次回以降の要求に即応や約束はしないことです。お前ではだめだ。社長を出せ。社長が会わない理由を言え!などと言っかられます。



9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即応や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて専横に、その場で回答を求めます。



10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が暖房し続けることを容認したことになります。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、侮しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪捜査や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。



暴力追放運動推進センターの活動内容

全国暴力追放運動推進センター及び都道府県暴力追放運動推進センターは、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指し、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

■ 全国暴力追放運動推進センターの主な活動

(1) 広報活動

「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」の3ない運動プラス1を柱に、暴力団の存在を許さない市民運動を目指した暴力団排除活動に、市民や企業の理解や参加を求める広報活動を積極的にしています。

(2) 都道府県暴力追放運動推進センターの担当者の研修

(3) 調査研究

暴力団が市民生活や企業活動に与えている影響や、少年の健全な育成に及ぼしている影響等に関する調査研究を行っています。

(4) 顕彰

(5) 都道府県暴力追放運動推進センターの事業についての連絡調整

■ 都道府県暴力追放運動推進センターの主な活動

① 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動

- ポスター、パンフレット等の作成、配布
- 暴力団追放県民大会の開催
- テレビ、ラジオ、新聞等による広報



② 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- 暴力追放運動推進組織が行う各種行事の後援



③ 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

- 来訪者への面談による相談
- 電話、手紙による相談
- 出張相談



※相談無料 ※秘密厳守

④ 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- 相談活動による個別の指導、助言
- 各種団体への啓発活動



⑤ 暴力団員から離脱しようとする人を手助けする活動

- 相談活動による個別の指導、助言
- 離脱のノウハウ



⑥ 暴力団の事務所使用により、住民生活の平穏等が害されることの防止のための活動

- 事務所撤去訴訟



⑦ 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動

- 見舞金の支給
- 民事訴訟支援



⑧ 暴力団と対峙する企業事務所等の責任者に対する講習の実施

⑨ その他

- 暴力団員からの危害を防止するための各種機材の貸出し等

不当要求防止責任者講習

■ 不当要求防止責任者講習とは

●都道府県に設置されている暴力追放運動推進センターでは都道府県の公安委員会からの委託を受け、警察と連携し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するため「不当要求防止責任者講習」を開催しています。(講習は無料です。)

■ 不当要求防止責任者の選任

暴力団による不当要求に対して、事業者等が対抗するためには、暴力団等に適切に対応できる不当要求防止責任者を選任する必要があります。

不当要求防止責任者には、社会的経験が豊富で、事業者等の経営方針を把握している業務の統括管理者が望ましく、この不当要求防止責任者を中心に暴力団等からの不当要求に対応していくことが大切です。

不当要求防止責任者を選任した場合には、公安委員会への届出を行うとともに、不当要求防止責任者講習を確実に受講する必要があります。

■ 不当要求防止責任者の役割

- 不当要求に対する各事業所の内部体制の整備
- 不当要求による被害が発生した場合の被害調査及び警察等への連絡
- 社員等に対する不当要求についての指導・教育の実施

■ 責任者講習の種類

●選任時講習

新たに選任された不当要求防止責任者を対象におおむね1年以内に1回行います。

●定期講習

すべての不当要求防止責任者を対象におおむね3年ごとに1回行います。

●臨時講習

特別の事情がある場合に行います。



※講習を終えると受講修了証が交付されます。



不当要求防止責任者講習の実施状況

■ 講習の内容

- 暴力団対策法の概要や暴力団情勢
- 不当要求被害防止のための対応要領

について、教材やビデオ等を使用したり、センター・警察・講習参加者によるロールプレイングなどの講習を実施しています。

